

茨城県農業再生協議会規約

平成 23 年 8 月 18 日制定
平成 24 年 5 月 24 日改正
平成 25 年 2 月 26 日改正
平成 25 年 5 月 23 日改正
平成 26 年 3 月 6 日改正
平成 26 年 5 月 28 日改正
平成 26 年 12 月 18 日改正
平成 27 年 3 月 30 日改正
平成 27 年 5 月 26 日改正
平成 27 年 12 月 17 日改正
平成 28 年 5 月 27 日改正
平成 29 年 12 月 22 日改正
令和 4 年 9 月 20 日改正
令和 5 年 7 月 18 日改正
令和 7 年 5 月 23 日改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、茨城県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 県協議会は、主たる事務所を水戸市梅香 1－1－4 茨城県農業協同組合中央会県域営農支援センター農業政策推進室内に置く。

(目的)

第 3 条 県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策の推進に関すること。
- (2) 集落営農の推進に関すること。
- (3) 経営所得安定対策の対象作物の生産数量目標に相当する数値等の設定に関すること。
- (4) 農地の利用集積（農地中間管理事業）に関すること。
- (5) 耕作放棄地の再生利用に関すること。
- (6) 担い手の育成・確保に関すること。
- (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策に関すること。
- (8) 肥料価格高騰対策に関すること。
- (9) 国内肥料資源利用拡大対策事業に関すること。

(10) その他、地域農業を振興するために必要なこと。

第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、別表1に掲げる会員をもって構成する。

2 県協議会は、前項の会員に会員負担金を求めることができる。

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監 事 2名

2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了または辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長とする。会長が出席できない場合には副会長とする。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることはできない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。
- (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第 17 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第 18 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催前までに県協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第 15 条第 1 項及び第 4 項並びに第 17 条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第 18 条第 4 項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかななければならない。

第 5 章 事務局等

(事務局)

第 20 条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、別表 2 に掲げるものをもって組織する。
- 3 前項に掲げる事務局には、各事務の区分ごとに責任者を置く。
- 4 県協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 5 事務局長は、第 3 項の責任者の中から会長が任命する。
- 6 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、処理する。

(業務の執行)

第 21 条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他事務局において特に必要と認めた規定
(書類及び帳簿の備付け)

第 22 条 県協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第 6 章 会計

(事業年度)

第 23 条 県協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 24 条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金
- (2) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業費推進費補助金及び積立金
- (3) 肥料価格高騰対策事業費補助金
- (4) 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金
- (5) その他の収入

(資金の取扱い)

第 25 条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 26 条 県協議会の事務に要する経費は、第 24 条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 27 条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 28 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 3 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して

会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第29条 会長は、第27条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、関東農政局地方参事官（茨城支局長）に提出しなければならない。

第7章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第30条 この規約及び第21条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく関東農政局地方参事官（茨城支局長）に届け出なければならない。

(県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第31条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより国に返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(細則)

第32条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年8月18日から施行する。
この規約は、平成24年5月24日から施行する。
この規約は、平成25年2月26日から施行する。
この規約は、平成25年5月23日から施行する。
この規約は、平成26年3月6日から施行する。
この規約は、平成26年5月28日から施行する。
この規約は、平成26年12月18日から施行する。
この規約は、平成27年3月30日から施行する。
この規約は、平成27年5月26日から施行する。
この規約は、平成27年12月17日から施行する。
この規約は、平成28年5月27日から施行する。
この規約は、平成29年12月22日から施行する。
この規約は、令和4年9月20日から施行する。
この規約は、令和5年7月18日から施行する。

この規約は、令和 7 年 5 月 23 日から施行する。

- 2 県協議会は、本協議会に移管した茨城県水田農業交付金運営協会の財産・権利及び義務を承継する。

「別表 1」

会員（第 5 条）

組 織 ・ 団 体	役 職
茨城県	農林水産部長
茨城県農業協同組合中央会	専務理事
全国農業協同組合連合会茨城県本部	副本部長
茨城県食糧集荷協同組合	専務理事
茨城県食糧販売協同組合	常務理事
茨城県農業共済組合連合会	参 事
茨城県信用農業協同組合連合会	代表理事専務
茨城県農業会議 （ 茨城県担い手育成総合支援協議会 ） （ 茨城県耕作放棄地対策協議会 ）	専務理事
茨城県土地改良事業団体連合会	専務理事
公益社団法人茨城県農林振興公社	常務理事
公益社団法人茨城県畜産協会	専務理事
茨城県農業経営士協会	会 長
茨城県農業法人協会	会 長
茨城県認定農業者協議会	会 長
茨城県稲作経営者会議	会 長
県北地区農業協同組合協議会	会 長
鹿行地区農業協同組合協議会	会 長
県南地区農業協同組合協議会	会 長
県西地区農業協同組合協議会	会 長
茨城県	農林水産部産地振興課長
茨城県	県北農林事務所長
茨城県	県央農林事務所長
茨城県	鹿行農林事務所長
茨城県	県南農林事務所長
茨城県	県西農林事務所長
茨城県農業協同組合中央会	県域営農支援センター長

オブザーバー

関東農政局	地方参事官
-------	-------

「別表 2」

事務局構成組織（第 20 条第 2 項）

事務局構成組織
茨城県 茨城県農業協同組合中央会

茨城県農業再生協議会事務処理規程

平成23年	8月18日	制定
平成25年	2月26日	改正
平成25年	5月23日	改正
平成26年	3月6日	改正
平成27年	3月30日	改正
平成27年	5月26日	改正
平成28年	5月27日	改正
平成29年	12月22日	改正
令和3年	6月15日	改正
令和3年	9月22日	改正
令和4年	9月20日	改正
令和5年	7月18日	改正
令和6年	5月23日	改正
令和7年	5月23日	改正

(目的)

第1条 この規程は、茨城県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておくかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)

(事務分担組織 責任者)

(1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務

茨城県 農林水産部 産地振興課
水田農業推進専門監

(2) 農地の利用集積に係る事務

茨城県 農林水産部 産地振興課
水田農業推進専門監

(3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務

茨城県 農林水産部 産地振興課
水田農業推進専門監

(4) 担い手の育成・確保に係る事務

茨城県 農林水産部 産地振興課
水田農業推進専門監

(5) 施設園芸等燃料価格高騰対策の実施に係る事務

茨城県 農林水産部 産地振興課
課長補佐(施設野菜・果樹花き)

(6) 水田農業における生産振興に係る事務

茨城県 農林水産部 産地振興課

水田農業推進専門監

(7) 高収益作物次期作における支援交付金に係る事務

茨城県 農林水産部 産地振興課

水田農業推進専門監

(8) 肥料価格高騰対策事業の実施に係る事務

茨城県 農林水産部 農業技術課長

(9) 国内肥料資源利用拡大対策事業の実施に係る事務

茨城県 農林水産部 農業技術課長

(雑則)

第4条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、茨城県県農業再生協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成23年8月18日から施行する。

この規程は、平成25年2月26日から施行する。

この規程は、平成25年5月23日から施行する。

この規程は、平成26年3月6日から施行する。

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

この規程は、平成27年5月26日から施行する。

この規程は、平成28年5月27日から施行する。

この規程は、平成29年12月22日から施行する。

この規程は、令和3年6月15日から施行する。

この規程は、令和3年9月22日から施行する。

この規程は、令和4年9月20日から施行する。

この規程は、令和5年7月18日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年5月23日から施行する。

茨城県農業再生協議会会計処理規程

平成23年	8月18日	制定
平成25年	2月26日	改正
平成25年	5月23日	改正
平成26年	3月6日	改正
平成26年	5月28日	改正
平成27年	3月30日	改正
平成27年	5月26日	改正
平成27年12月	17日	改正
平成28年	5月27日	改正
平成29年12月	22日	改正
平成30年	3月23日	改正
平成30年12月	26日	改正
令和3年	6月15日	改正
令和3年	9月22日	改正
令和4年	9月20日	改正
令和5年	7月18日	改正
令和7年	5月23日	改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、茨城県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、県協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 県協議会の会計業務に関しては、茨城県農業再生協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会計原則)

第3条 県協議会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- (1) 県協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続は、事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業会計
- (2) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業会計

- (3) 肥料価格高騰対策事業会計
- (4) 国内肥料資源利用拡大対策事業会計

2 県協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第5条 前条に関する口座は、茨城県農業信用協同組合連合会に開設するものとする。

(会計年度)

第6条 県協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

(出納責任者)

第7条 出納責任者は、副会長とする。

(経理責任者)

第8条 次の各号に掲げる茨城県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。

(事務の区分)

(経理責任者)

(1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

(2) 農地の利用集積に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

(3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

(4) 担い手の育成・確保に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

(5) 施設園芸等燃料価格高騰対策の実施に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

(6) 水田農業における生産振興に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

(7) 高収益作物次期作における支援交付金に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

(8) 肥料価格高騰対策事業の実施に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

(9) 国内肥料資源利用拡大対策事業の実施に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

2 前項の各事務の区分の経理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る茨城県農業再生協議会文書取扱規程第5条による文書管理責任者を兼務することができる。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予算及び決算書類 5年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 5年
- (3) 証ひょう（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。） 5年
- (4) その他の書類 5年

2 前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。

3 第1項各号に掲げる書類の焼却その他の処分を行う場合には、あらかじめ第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 第4条の各会計区分には、収入・支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、配列及び内容については、会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。
- (2) 収入と支出は、相殺してはならないこと。
- (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 主要簿

- ① 仕訳帳
- ② 総勘定元帳

(2) 補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

4 総勘定元帳及び補助簿の様式は、会長が別に定める。

(会計伝票)

第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、会長が別に定める。

- (1) 入金伝票
- (2) 出金伝票
- (3) 振替伝票

- 3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 4 会計伝票は、作成者が押印した上で、第8条第1項の経理責任者の承認印を受けるものとする。

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

- 2 補助簿は、会計伝票又は証ひょうに基づいて記帳しなければならない。

(会計帳簿の更新)

第15条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

第16条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(事業計画及び収支予算の作成)

第17条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

- 2 前項の事業計画及び収支予算について、総会の議決を得た後、関東農政局地方参事官（茨城支局長）に報告しなければならない。

(予算の実施)

第18条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第19条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第20条 この規程において「金銭」とは、現金及び預貯金をいい、「現金」とは、通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第21条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

- 2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第22条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

- 2 入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第8条第1項の経理責任者の承認を得てこれを行う。
- 3 金融機関への振込みの方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(支払方法)

第 23 条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第 8 条第 1 項の経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第 8 条第 1 項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(支払期日)

第 24 条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りではない。

(領収証の徴収)

第 25 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込みの方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預貯金証書等の保管)

第 26 条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けするものとする。

(金銭の過不足)

第 27 条 出納の事務を行う者は、原則として毎月 1 回以上、預貯金の残高の証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第 8 条第 1 項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第 5 章 物品

(物品の定義)

第 28 条 物品とは、消耗品並びに耐用年数 1 年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第 29 条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付し、第 8 条第 1 項の経理責任者を経て、副会長の決裁を受けなければならない。ただし、1 件の購入金額が 20 万円未満のときは、経理責任者が専決処理にすることができる。

2 5 万円未満の消耗品については、見積書は省略できる。

(物品の照合)

第 30 条 出納の事務を行う者は、耐用年数 1 年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及び滅失又はき損があった場合は、第 8 条第 1 項の経理責任者に通知しなければならない。

2 第 8 条第 1 項の経理責任者は、毎事業年度 1 回以上、現物照合し、差異がある

場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第31条 協議会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第29条の規定を準用する。

2 講師等への謝金は、茨城県農業協同組合中央会の予算執行基準の規定を準用する。

3 旅費は、茨城県農業協同組合中央会の職員旅費規程を準用する。ただし、公共交通機関以外を利用する旅行においては、自家用車の交通用具を使用する路程に限り、車賃として1キロメートル当たりの定額により支給する。なお、車賃の額は茨城県の職員の旅費に関する条例の規程を準用する。車賃は出発地から目的地までの往復全路程を計算し、1キロメートル未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

第6章 決算

(決算の目的)

第32条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第33条 決算は、毎半期末の半期決算と毎年3月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第34条 第8条第1項の経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の各号に掲げる計算書類を作成して翌月の15日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

(1) 合計残高試算表

(2) 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

第35条 第8条第1項の経理責任者は、毎事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

(1) 収支計算書

(2) 貸借対照表

(3) 財産目録

(年度決算の確定)

第36条 会長は、前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

(報告)

第37条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を関東農政局地方参事官(茨城支局長)に報告しなければならない。

第7章 雑則

第38条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成23年8月18日から施行する。
この規程は、平成25年2月26日から施行する。
この規程は、平成25年5月23日から施行する。
この規程は、平成26年3月6日から施行する。
この規程は、平成26年5月28日から施行する。
この規程は、平成27年3月30日から施行する。
この規程は、平成27年5月26日から施行する。
この規程は、平成27年12月17日から施行する。
この規程は、平成28年5月27日から施行する。
この規程は、平成29年12月22日から施行する。
この規程は、平成30年3月23日から施行する。
この規程は、平成30年12月26日から施行する。
この規程は、令和3年6月15日から施行する。
この規程は、令和3年9月22日から施行する。
この規程は、令和4年9月20日から施行する。
この規程は、令和5年7月18日から施行する。
この規程は、令和7年5月23日から施行する。

茨城県農業再生協議会文書取扱規程

平成 23 年	8 月 18 日	制定
平成 25 年	2 月 26 日	改正
平成 25 年	5 月 23 日	改正
平成 26 年	3 月 6 日	改正
平成 27 年	3 月 30 日	改正
平成 27 年	5 月 26 日	改正
平成 28 年	5 月 27 日	改正
平成 29 年	12 月 22 日	改正
令和 3 年	6 月 15 日	改正
令和 3 年	9 月 22 日	改正
令和 4 年	9 月 20 日	改正
令和 5 年	7 月 18 日	改正
令和 7 年	5 月 23 日	改正

(目的)

第 1 条 この規程は、茨城県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。

(文書の処理及び取扱いの原則)

第 2 条 県協議会における事務処理は、軽易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。

2 ファクシミリ、電子メールその他で照会、回答、報告又は打合せを行ったときは、第 3 項、第 16 条、第 22 条又は第 23 条に準じて処理するものとする。

3 文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴るものとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならない。

第 3 条 文書の取扱いに当たっては、その迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

(文書の発行名義人)

第 4 条 文書の発行名義人は、会長及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書管理責任者)

第 5 条 次の各号に掲げる茨城県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第 3 条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。

(事務の区分)

(文書管理責任者)

(1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

(2) 農地の利用集積に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

(3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

(4) 担い手の育成・確保に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

(5) 施設園芸等燃料価格高騰対策の実施に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

(6) 水田農業における生産振興に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

(7) 高収益作物次期作における支援交付金に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

(8) 肥料価格高騰対策事業の実施に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

(9) 国内肥料資源利用拡大対策事業の実施に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長

- 2 前項の文書管理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る茨城県農業再生協議会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

（文書に関する帳簿）

第6条 文書に関する帳簿として次の各号に掲げるものを備え置くものとする。

(1) 文書登録簿

(2) 簡易文書整理簿

（文書の接受及び配布）

第7条 会長あて及び事務局長あての封書については、開封し、事務を担当する者に配布する。この場合において、その内容が緊急、かつ、適正に処理を要するものについては、会長が別に定める受付印を押印の上、事務を担当する者あてに配布する。

- 2 前項を除くほか、特定の名義人あての封書については、そのまま当該名義人あてに配布し、当該名義人は開封の上、その内容が前項に準じるもので必要と認める場合には、受付印を押印するものとする。

（文書の登録）

第8条 文書の接受又は発議により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、第6条第1号の文書登録簿に登録する。

- 2 前項の登録は、当該文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、その他必要な事項を記載してするものとする。
- 3 軽微な通知、照会等簡易な内容の文書及び発行名義人が事務局長に係る文書は、前2項の規定にかかわらず、第6条第2号の簡易文書整理簿に所要事項を登録して整理するものとする。

（起案）

第9条 文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、2件以上の事案で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを1件とみなし、一つの起案により処理することができる。

2 接受した文書については、特別の事情のあるものを除き、接受の日から7日以内に起案しなければならない。

第10条 文書の起案をするときは、会長が別に定める起案用紙を用いるとともに、起案年月日、決裁年月日、施行年月日等を必ず記入しなければならない。

(文書の決裁)

第11条 起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述するものとする。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(決裁の順序)

第12条 起案文書の決裁の順序は、原則として起案者が属する事務の区分の第5条第1項の文書管理責任者、起案者が属する事務の区分の会計処理規程第8条第1項の経理責任者、事務処理規程第3条第1項各号に掲げる事務責任者、事務局長、副会長、会長（以下「決裁権者」と総称する。）の順序とする。

(後伺い)

第13条 決裁権者が不在であって、かつ、緊急を要する場合には、最終決裁権者（会長又は第14条の規定により専決処理することが認められた者をいう。）を除き、当該決裁権者の決裁を後伺いとして処理できる。

(文書の専決)

第14条 起案文書は、会長が別に定めるところにより文書の専決処理にすることができる。

(文書の代決)

第15条 副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。

(供覧文書)

第16条 供覧に係る文書については、起案文書によらず、接受した文書の余白にゴム印による決裁欄を設けて供覧することとして、差し支えない。

(文書番号)

第17条 文章番号は、次の各号に掲げる名義人ごとに当該各号に掲げるものとする。

(1) 県協議会会長 茨城協会第 号

(2) 事務局長 茨城協会事第 号

2 文書番号は、茨城県農業再生協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定める事業年度ごとに起番するものとする。

(文書の施行)

第18条 起案文書の施行に当たっては、当該文書の発行名義人の公印を押印するものとするが、次の各号に掲げる文章については、公印の押印を省略することができる。

- (1) 会員及び地域協議会等に対して発する文章
- (2) 通知、照会等で輕易な文章
- (3) 案内状、礼状等の書簡
- (4) (2)又は(3)のほか、会員及び地域協議会以外のものに対して発する文章で輕易なもの

(発送)

第 19 条 文書の発送は、宅配便物によるほか、第 5 条第 1 項の文書管理責任者の指示を受けて速達、書留その他特殊扱いにすることができる。

第 20 条 前条の規定にかかわらず、県協議会の近傍に所在する関係機関等あてに文書を発送する場合には、使送によることができる。

(文書の完結)

第 21 条 起案文書の決裁又は発送が終了したことにより、当該文書に係る事案が終了したときは、第 6 条第 1 号の文書登録簿に完結の旨を記入することとする。

(保存期間)

第 22 条 文書の保存期間は、次のとおりとする。

(類別区分) (保存期間)

第 1 類 8 年

第 2 類 5 年

第 3 類 1 年

2 文書の保存期間は、文書が完結した時点から起算する。

3 類別区分の標準は、会長が別に定めるところによるものとする。

(文書の廃棄)

第 23 条 文書で保存期間を経過したものは、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお、保存の必要のあるものについては、この旨を記入し、保存しておくことができる。

(雑則)

第 24 条 実施しようとする実施要綱その他の規程、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 8 月 18 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 5 月 23 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 3 月 6 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 3 月 30 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 5 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 12 月 22 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 15 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 9 月 22 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 9 月 20 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 7 月 18 日から施行する。
この規程は、令和 7 年 5 月 23 日から施行する。

別 表（第 22 条）

類別	文書
第 1 類	要綱・要領にもとづく実施状況報告書 協会規約、諸規程及び協会規約変更の承認文書
第 2 類	総会に関する文書 予算、決算に関する文書 役員に関する名簿及び文書 会員に関する名簿及び文書 協会が行う事業に関する文書（実施した事業の実施要綱等に定める交付金等に係る収入及び収支に係る帳簿並びに証拠書類を除く） その他協会が定める重要な文書 協会の業務に関する文書 文書の収受・発送に関する文書 その他協会が第 1 類・第 2 類に準じる文書として定める文書
第 3 類	第 1 類・第 2 類以外の軽微な内容の文書

茨城県農業再生協議会公印取扱規程

平成23年8月18日制定

平成25年5月23日改正

平成29年3月29日改正

(趣旨)

第1条 茨城県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「公印」とは、県協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類)

第3条 公印の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 協議会印 「茨城県農業再生協議会」の名称を彫刻

(2) 職務印

会長印 「茨城県農業再生協議会会長」の名称を彫刻

(公印の形状、寸法等)

第4条 公印の名称及び寸法は、別表に掲げるものとし、その字体及び材質は、会長が別に定める。

(登録)

第5条 会長は、公印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

(交付)

第6条 会長は、前条の規定により公印の登録を終えたときは、直ちにその公印を第8条第1項の公印管理責任者に交付しなければならない。

(返納)

第7条 公印が不用となり、又は破損若しくは減耗して使用ができなくなったときは、次条第1項の公印管理責任者は、直ちに会長に返納しなければならない。

2 会長は、前項の公印の返納を受けたときは、1年間保管し、その期間が満了した後、廃棄する。

3 公印が廃棄されたときは、遅滞なく、第5条の登録を抹消するものとする。

(公印管理責任者)

第8条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

2 前項の公印管理責任者は、事務局長とする。

(管守)

第9条 前条第1項の公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠の上、厳重に保管しなければならない。

2 前条第1項の公印管理責任者は、第5条の公印登録簿を厳重に保管しなければならない。

ならない。

(押印)

第 10 条 公印の押印は、原則として、会長又はその委任を受けた者の指示により第 8 条第 1 項の公印管理責任者が行うものとする。

2 第 8 条第 1 項の公印管理責任者が出張若しくは休暇その他により不在の場合又は秘密を要する文書に押印する必要がある場合等特別の事情がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、会長の指名する者が行うものとする。

(使用範囲)

第 11 条 公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。
なお、経営所得安定対策等推進事業費補助金等の請求又は交付に関する文書、契約又は証明に関する文書その他特に必要と認める文書については、当該文書に契印を押印した上で使用するものとする。

(雑則)

第 12 条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、茨城県農業再生協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 8 月 18 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 5 月 23 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 3 月 29 日から施行する。

第 4 条 別表

名称	形状	寸法
茨城県農業再生協議会之印	正方形	5 4 mm × 5 4 mm
茨城県農業再生協議会長之印	正方形	2 0 mm × 2 0 mm

茨城県農業再生協議会内部監査実施規程

平成23年8月18日制定

(趣旨)

第1条 茨城県農業再生協議会の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。

(監査員の指名)

第2条 内部監査を行う監査員は、複数名とし、会員の所属組織のうちから会長が指名する。

(内部監査の種類)

第3条 内部監査は、半期ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

(内部監査実施計画の作成等)

第4条 監査員は、毎事業年度7月末日までに内部監査責任者を1名定め、及び内部監査実施計画を作成し、会長に報告するものとする。

(内部監査結果の報告)

第5条 前条の内部監査責任者は、内部監査の終了ごとにその結果をとりまとめた内部監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた会長は、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

3 第1項の内部監査報告書は、当該年度終了後5年間保管するものとする。

(内部監査結果の不適合の是正)

第6条 第4条の内部監査責任者は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、被内部監査部門の責任者に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた被内部監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 被内部監査部門の責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、第4条の内部監査責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた第4条の内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

5 第1項の指示書、第3項の報告書は、当該事業年度終了後5年間保管するものとする。

(雑則)

第7条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、茨城県農業再生協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成23年8月18日から施行する。

2 平成23年度の内部監査実施計画は9月末までに作成するものとする。